

論 点

- 国が担うべき政策医療等について、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す観点から、どのような財政措置等が必要と考えるべきか
- なお、既定の補助制度の活用についても検討すべきではないか

1. 運営費交付金について

《独立行政法人通則法(抜粋)》

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

《運営費交付金の特徴》

- ①独立行政法人の業務運営の財源として国から交付されるもの
 - ②国の予算においては、用途を特定しない、いわば「渡し切り」の交付金
 - ③運営費交付金を財源とする支出の執行は、国の事前の関与を受けことなく、予定された用途以外にも充当可能
- (出典) 改訂 独立行政法人制度の解説

- 国立病院機構及び労働者健康福祉機構については、このような運営費交付金の特徴から、その運営経費のほとんどを診療収入で賄っているにもかかわらず、多額の赤字補填が行われているという誤解が発生

「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」 (平成24年2月15日) <抜粋>

(6) 財政支援の在り方

- 政策医療に対する財政支援については、両法人は、今後も引き続き、診療収入の増加等に努めるものとするが、それでもなお不足する部分について、財政支援の目的、範囲等を明確にして効率的に行うべきである。また、診療報酬でも、政策医療について適切に評価されることが必要である。

財政措置に関する規定

<p>現行 (独立行政法人)</p>	<p>国立大学法人</p>	<p>地方独立行政法人</p>	<p>行政法人(改正案)</p>
<p>独立行政法人通則法(抄)</p> <p>(財源措置) 第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p>	<p>国立大学法人法(抄)</p> <p>※独立行政法人通則法第46条を準用</p>	<p>地方独立行政法人法(抄)</p> <p>(財源措置) 第42条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p>	<p>行政法人通則法案(抄)</p> <p>(財源措置) 第46条 政府は、予算の範囲内において、行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。 2 (略)</p>

2. 運営費交付金対象事業について

<国立病院機構の運営費交付金について>

平成24年度 運営費交付金:286億円

1. 政策的経費

- 教育研修事業、臨床研究事業、再編成経費等
: 41億円

2. 過去債務清算事業

- 国期間分退職手当等(注1)
- 恩給負担金(注2)
: 245億円

(注1) 国期間分退職手当等: 職員に支払う退職手当のうち、国に勤務していた期間に係る負担等

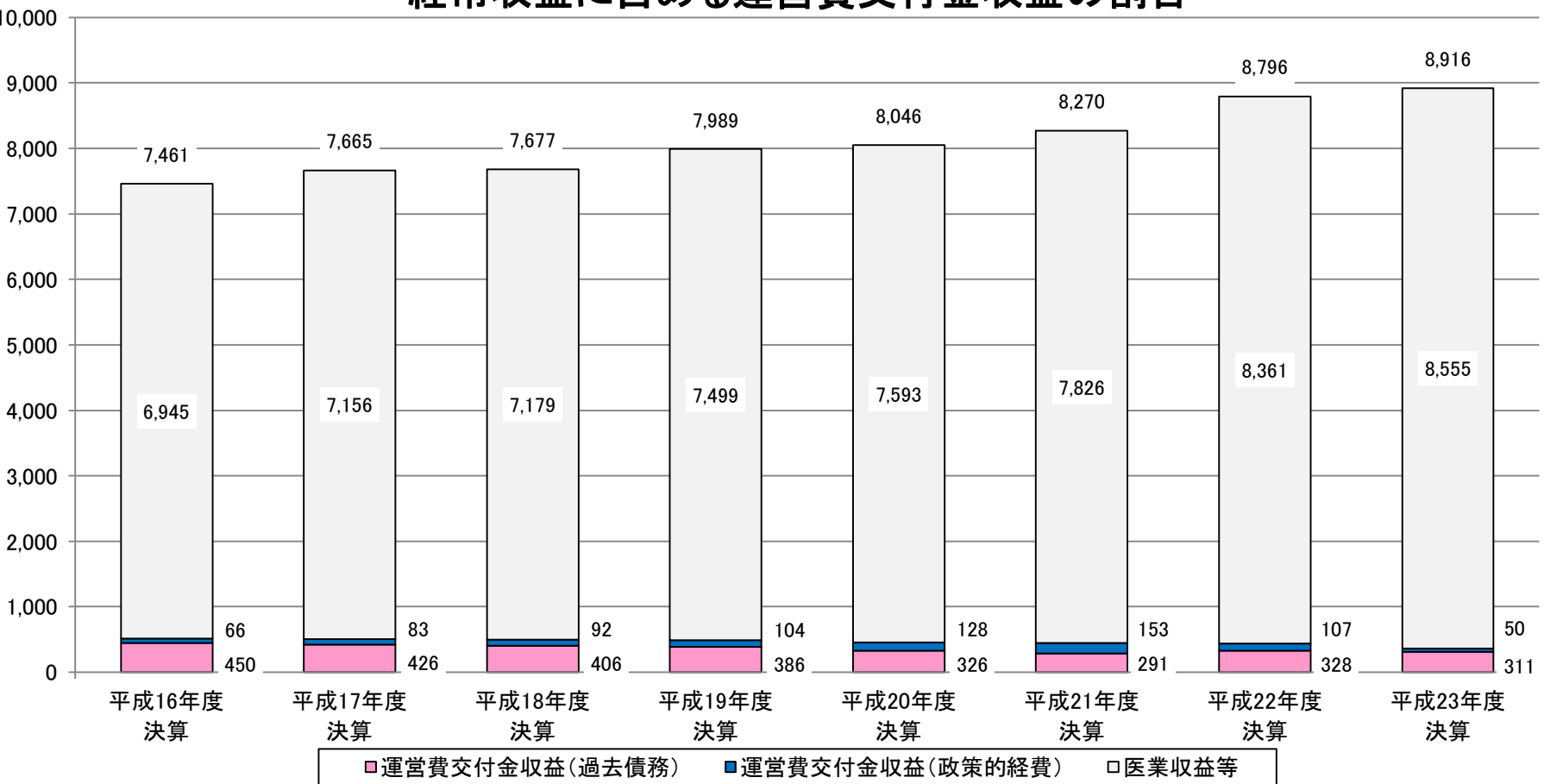
(注2) 恩給負担金: 恩給受給者への支払いに係る負担

- **運営費交付金の85%が、過去債務清算事業(上記2)で占められている状況**
- **診療事業への運営費交付金は措置されていない**

<国立病院機構の運営費交付金について>

経常収益に占める運営費交付金収益の割合

(億円)

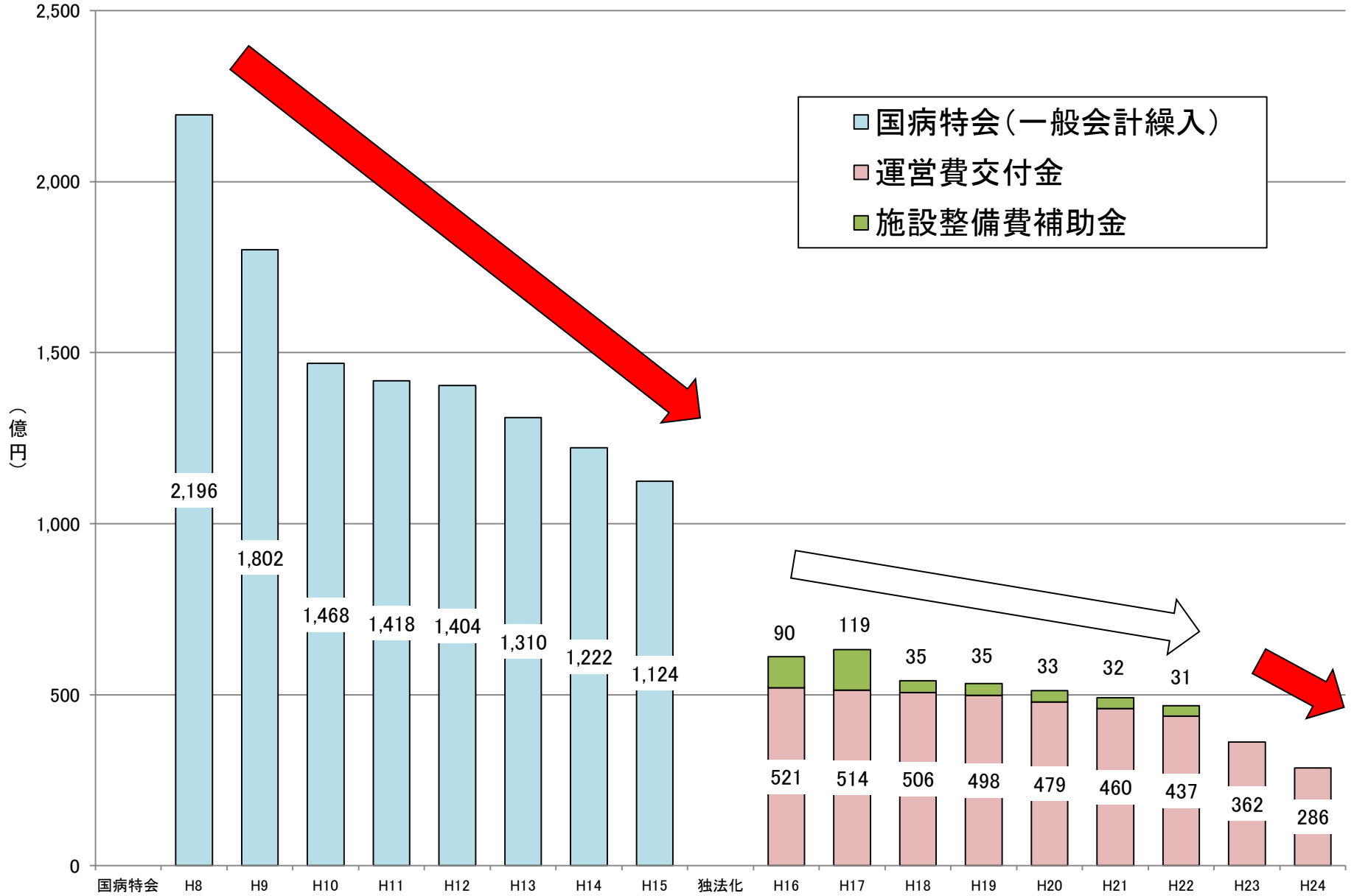


経常収益に占める運営費交付金収益の割合	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
運営費交付金収益(過去債務+政策的経費)	6.9%	6.6%	6.5%	6.1%	5.6%	5.4%	4.9%	4.1%
運営費交付金収益(政策的経費)	0.9%	1.1%	1.2%	1.3%	1.6%	1.9%	1.2%	0.6%

注1) 経常収益＝運営費交付金収益(過去債務)＋運営費交付金収益(政策的経費)＋医業収益等

注2) 運営費交付金収益には、前年度以前に運営費交付金を財源に取得した固定資産の減価償却費に係る資産見返運営費交付金戻入が含まれているため、予算額とは一致しない

国病特会(一般会計繰入)と運営費交付金等の推移



※ 「国病特会(一般会計繰入)」には、現在の国立高度専門医療研究センターに係る一般会計繰入が含まれている。

3. 運営費交付金対象事業について

＜労働者健康福祉機構の運営費交付金について＞

平成24年度 運営費交付金：82億円

1. 労災病院等

労災疾病研究、労災看護専門学校等 **：34億円**

2. 産業保健推進センター

産業保健推進センター事業 **：32億円**

3. 労働政策関係

労災リハビリテーション作業所の運営、未払賃金立替払事業、
産業殉職者慰霊事業、小規模事業場産業活動支援促進助成金事業、
労働安全衛生融資等の貸付金回収事業 **：8億円**

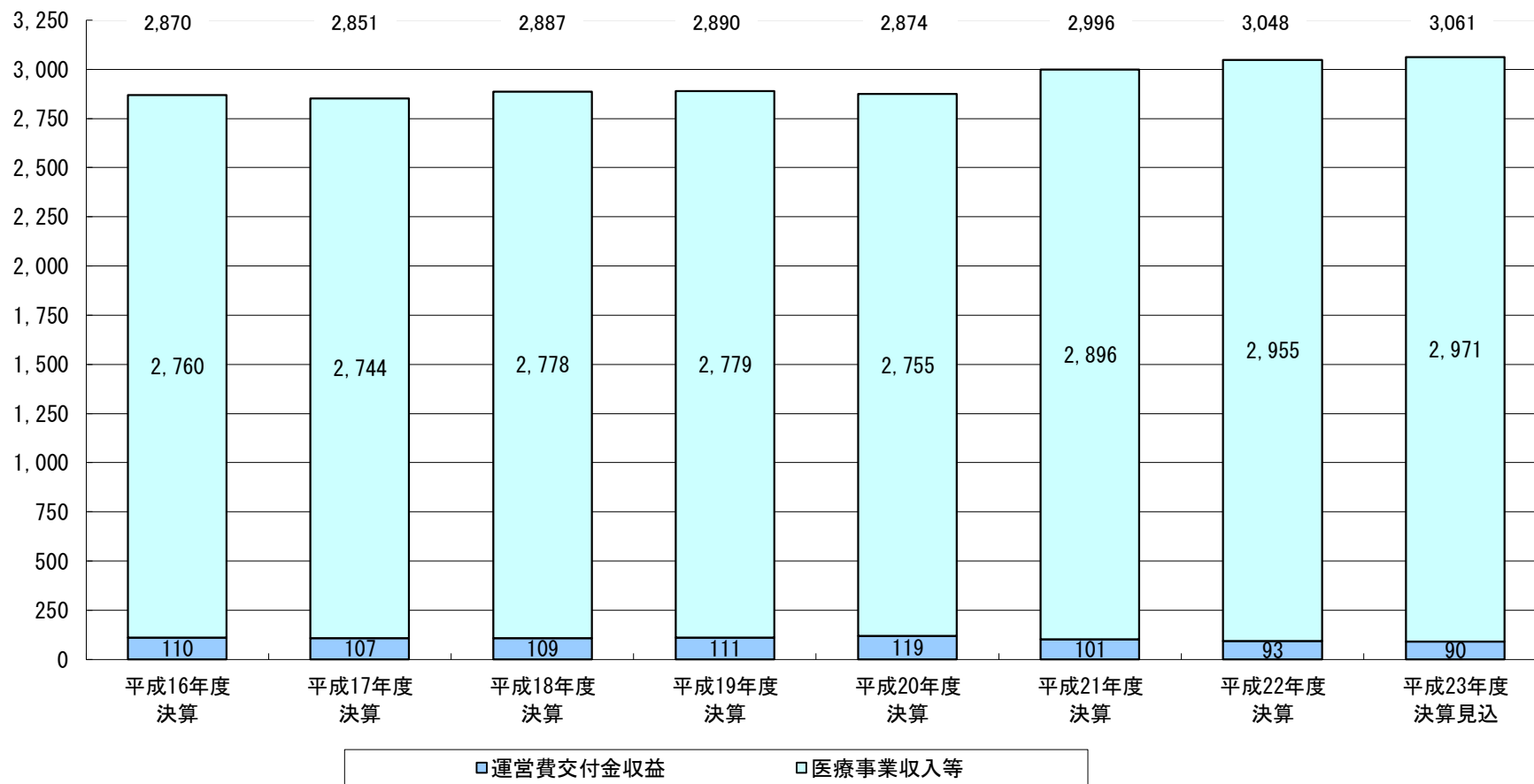
4. 退職手当

退職手当（病院事業に従事する者等を除く） **：8億円**

- 運営費交付金の約6割が、労災病院等以外の事業（上記2～4）に要する経費で占められている
- 診療事業への運営費交付金は措置されていない

経常収益に占める運営費交付金収益の割合

(億円)



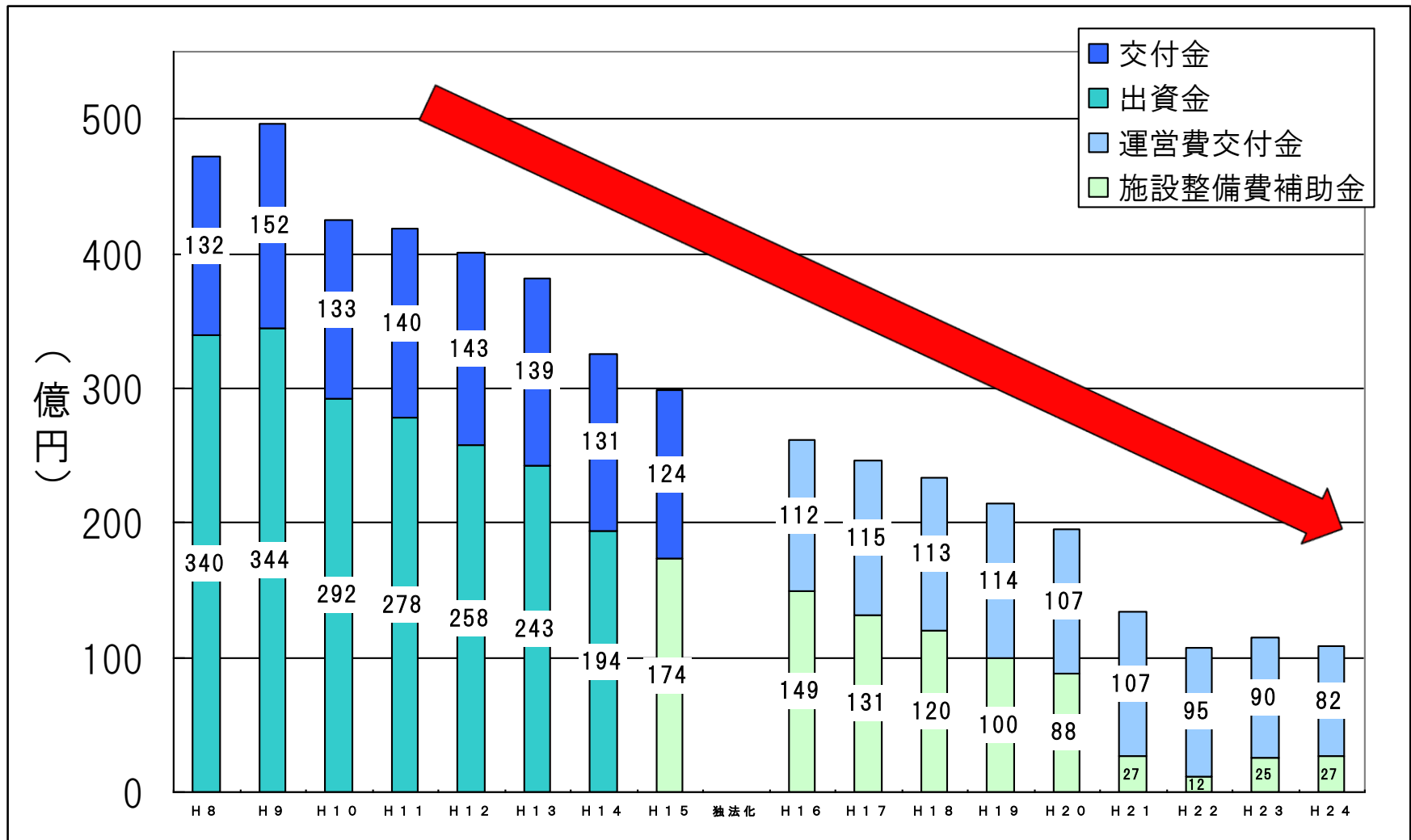
経常収益に占める運営費交付金収益の割合	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
運営費交付金収益	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	4.1%	3.4%	3.1%	2.9%

注1) 経常収益＝運営費交付金収益＋医療事業収入等

注2) 運営費交付金収益には、運営費交付金を財源に取得した固定資産の減価償却費に係る資産見返運営費交付金戻入が含まれているため、予算額とは一致しない。

労働者健康福祉機構 運営費交付金等の推移

【参考5】



※当初予算額の推移である。

※H8～15における交付金は、現在の未払賃金立替払事業・労働安全衛生融資事業・産業保健関係事業に係る補助金等相当額を除いた金額を計上。

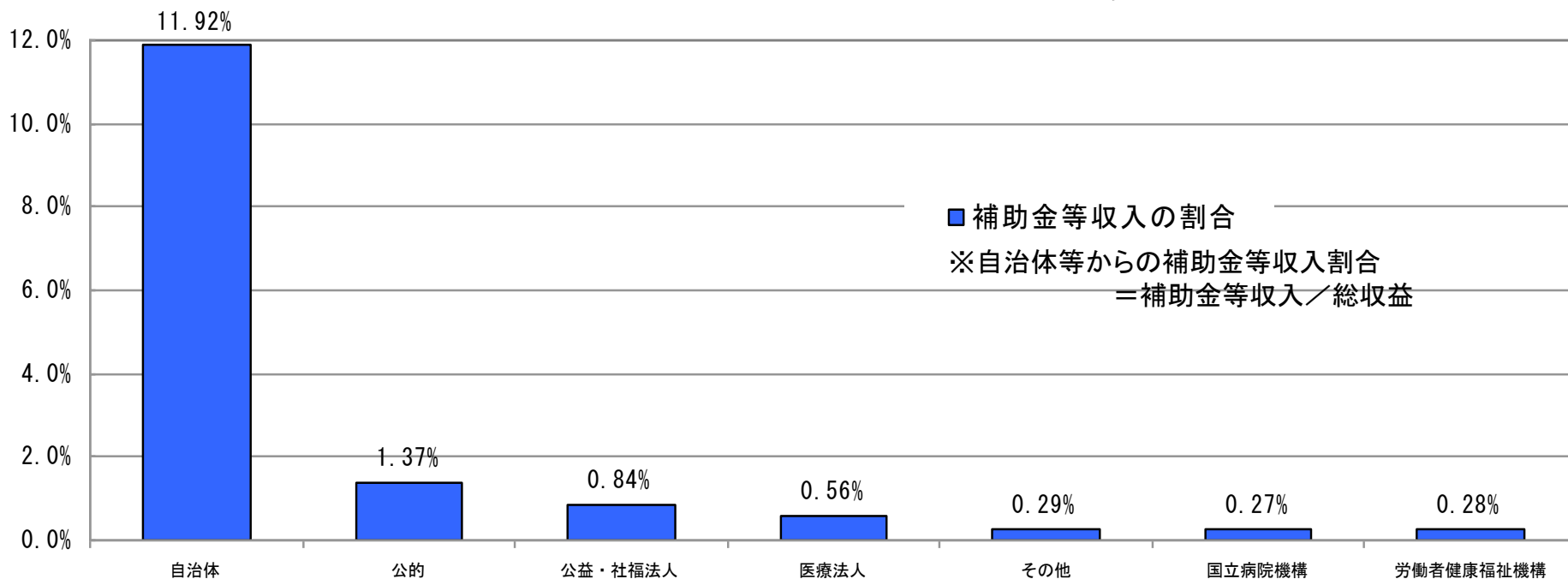
※出資金(H8～14)は、現在の施設整備費補助金に相当するものである。

4. 医療機関への財政措置の状況(設置主体間比較)

<国立病院機構・労働者健康福祉機構の現状>

- 国病機構及び労福機構の補助金等収入割合は、自治体立、公的、公益・社福法人立医療機関と比較して、非常に低い状況
- これは、補助対象となる事業を行っている医療機関であれば獲得できるはずの補助金が、財政的制約等により獲得できていないことが原因
- 政策的補助事業の将来に渡る継続性、安定性への影響が懸念

総収益に占める自治体等からの補助金等収入の割合
(平成23年度病院経営実態調査報告(100床当たり収益費用額)より作成)



総収益に占める自治体等からの補助金等収入の割合

(平成23年度病院経営実態調査報告:自治体病院協議会(100床当たり収益費用額)より作成)

(単位:千円)

区分	総数	自治体	公的	私的	H23			H23	H23
					公益・社福法人	医療法人	その他	国立病院機構 (別掲)	労働者健康福祉機構 (別掲)
総収益(A)	179,129	175,364	191,224	168,393	181,350	157,229	198,070	142,438	180,331
1. 医業収益	163,593	151,192	184,521	164,784	176,219	154,194	195,873	138,858	177,690
2. 医業外収益	2,649	2,812	2,696	2,008	2,755	1,681	1,617	3,004	1,802
3. 補助金等収入(B)	12,129	20,901	2,619	1,055	1,520	888	567	379	504
4. 特別利益	758	459	1,388	546	856	466	13	197	335
総費用	172,509	170,067	182,462	161,461	174,401	150,514	189,784	158,521	181,109
1. 医療費用	168,419	165,286	178,956	158,566	170,922	147,688	188,424	124,575	179,516
2. 医療外費用	3,391	4,075	2,814	2,208	2,542	2,200	1,125	10,366	157
3. 特別損失	699	706	692	687	937	626	235	23,580	1,436
補助金等収入割合(B/A)	6.77%	11.92%	1.37%	0.63%	0.84%	0.56%	0.29%	0.27%	0.28%

※ 「自治体」とは、都道府県・指定都市、市町村・組合が開設者となっている病院である。

※ 「公的」とは、日赤、済生会、厚生連、社会保険病院等の病院であり、「自治体」以外の公的病院である。

※ 「私的」とは、「自治体」及び「公的」以外の病院であり、公益法人・社会福祉法人、医療法人及び個人病院などである。

※ 「補助金等収入」は、他会計負担金や自治体等からの補助金等収入である。

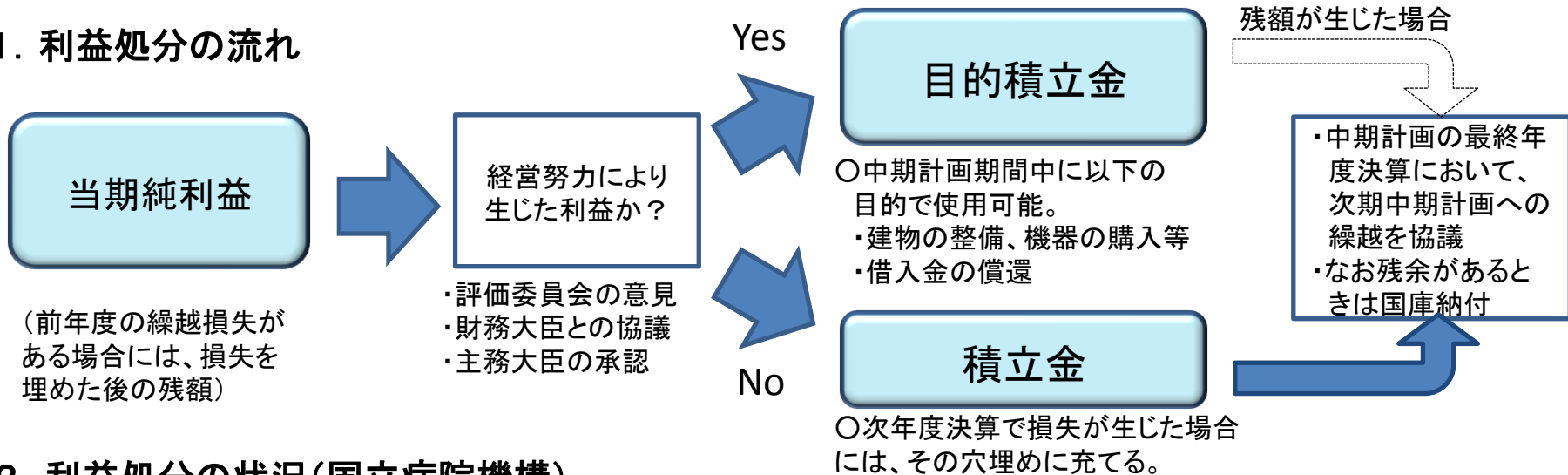
※ 「国立病院機構」、「労働者健康福祉機構」の数値は各機構で作成。

論点

- 国が担うべき政策医療等について、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す観点から、利益処分をどのように考えるべきか

1. 独立行政法人の利益処分について<現状>

1. 利益処分の流れ



2. 利益処分の状況(国立病院機構)



※ 23年度は整理資源の引当に係る臨時損失1,404億円を計上をしたため、当期純利益は▲1,008億円となっている。

利益処分に関する経営努力認定に対する独法評価委員会の意見

「独立行政法人の経営努力認定について」(平成18年7月21日付け総務省行政管理局通知)

- ① 法人全体の利益が年度計画予算を上回ること。
 - ② 利益の実績が原則として前年度実績額を上回ること。
 - ③ 経営努力による収入の増加や費用の減少であることを法人が合理的に説明できること。
 - ア. 収入の増加や費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと。
 - イ. 収入の増加や費用の節減が、外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであること。
- ※ 本基準の運用については、法人の業務の特性を勘案することも必要とされている。

「国立病院機構平成22年度業務実績の評価結果」(平成23年8月24日厚生労働省独立行政法人評価委員会)

目的積立金に係る経営努力認定について、病院事業の収入は公定価格である診療報酬であり、また、継続的な経営努力の度合いが高いなどの特性があり、総務省が一律に定める「新規性」に主眼を置いた認定基準には馴染まないことから、事業の特性を踏まえた個別の認定基準を適用すべきである。

病院事業には利益を患者に還元するという基本的な考え方があることから、利益剰余金については医療の用途に充て、患者に還元できる仕組みとなるべきであり、「独立行政法人の経営努力認定について」の改正を強く望むものである。

<現行制度> 独立行政法人における損益処理及び積立金処理について 【参考1】

毎事業年度において生じた利益及び損失の処理（通則法）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 （略）

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

中期目標期間の最後の事業年度に係る積立金の処理（国立病院機構法）

（積立金の処分）

第十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 （略）

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 （略）

中期目標期間の最後の事業年度に係る積立金の処理（労働者健康福祉機構法）

（積立金の処分）

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 （略）
- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 （略）

利益処分の比較

区分	行政法人(改正案)	国立大学法人	地方公営企業
考え方	<p>剰余金の処理の際に、法人の業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、<u>目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益につき、一定割合について適切に経営努力を認める仕組みとする。</u></p>	<p>国立大学法人においては、予め国に帰属すると定められたものを除き、原則として経営努力認定を行う取扱いとする。具体的には、教育研究の特性から、中期計画において記載された教育研究に係る<u>当該事業年度における行うべき事業を行ったことを立証することをもって、経営努力に係る説明責任を果たしたとする取扱いとする。</u></p>	<p>公営企業型(病院事業)については、予め規定した剰余金の使途に充てる場合は、<u>地方独立行政法人法の第84条により、設立団体の長の承認を受けることを要しない。</u></p>

(出典)行政法人(改正案) …… 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)
 国立大学法人 …… 文部科学省高等教育局長・文部科学省研究振興局長通知
 地方公営企業 …… 地方独立行政法人法 第84条(利益及び損失の処理の特例)

2. 医療事業における利益処分について

〈医療法(抄)〉

第7条 病院を開設しようとするとき、～中略～開設地の都道府県知事～中略～の許可を受けなければならない。

5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

第54条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

※ 「剰余金の配当」とは、損益計算上の剰余金を社員に対して配分することである。これを禁止されることにより、医療法人はその本質上、営利法人たることを否定されているものといえることができる。結局、医療法人は、剰余金の配当を禁止される結果、利益を生じた場合には、施設の整備・改善、法人の職員に対する給与の改善等に充てるほか、全て積立金として留保すべきこととなるわけである。また、配当ではないが、事実上利益の配分と見なされる行為も禁止されている。 (社会保障審議会医療部会[H24.3.7]資料より抜粋)

◎「医療で得られた利益は、医療事業に活用する」が基本

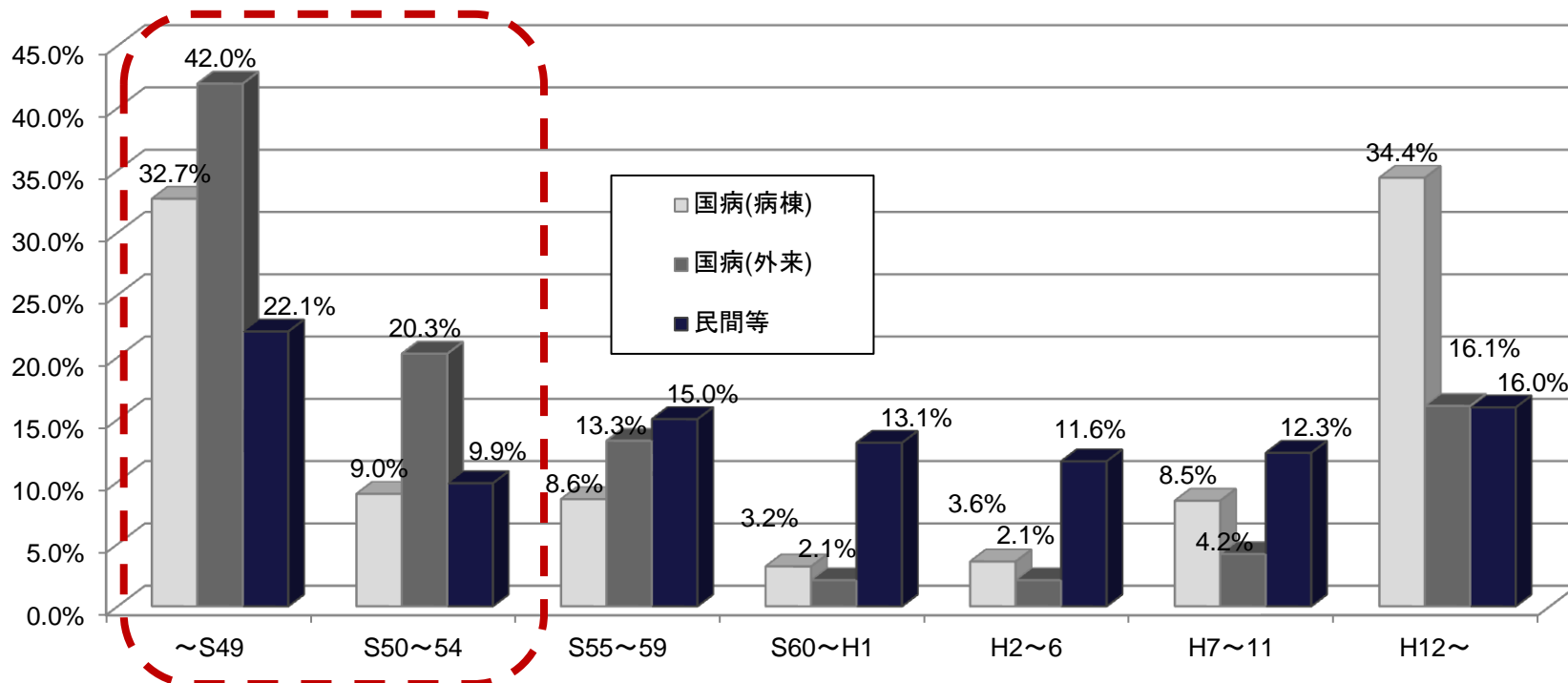
3. 国立病院機構の今後の投資について

● 施設・設備の老朽化が、民間と比較しても進行

平成30年度までに耐用年数を経過(昭和54年築以前)する建物

- ・ 民間病院等 約30%
- ・ 国立病院機構 病棟:約40%、外来:約60%

【建築年次分布】



※国立病院機構はH20時点(中期計画作成時)のデータ

民間病院等(医療経済実態調査)はH17時点のデータ(H18以降は調査を実施していない)

※医療経済実態調査における建築年次は、(各病院の判断により)各病院の主たる建物の建築年次とされているため、外来・病棟の別までは不明。

＜国立病院機構の投資計画について＞

第2期中期計画期間中の投資額は、

1. 平成21～23年度は、投資実績額
2. 平成24～25年度は、投資計画額(※)

を見込んでいる。

(※)建物整備については、投資決定から竣工まで2年程度かかることから、投資額の増加は限定的である



単位：億円

	H21	H22	H23	H24	H25	計
建 物	480	280	260	600	620	2,240
医療機器	250	220	220	220	220	1,130
合 計	3,370 ±α					

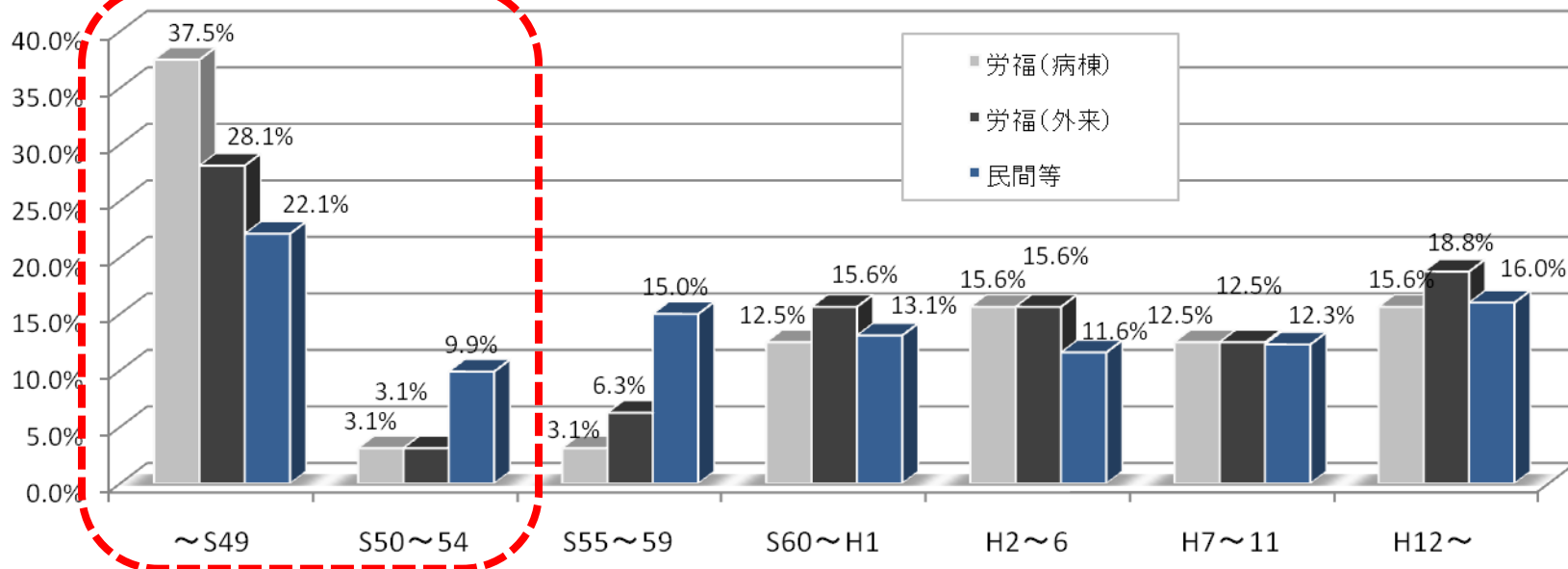
4. 労働者健康福祉機構の今後の投資について

●施設・設備の老朽化が、民間と比較しても進行

平成30年度までに耐用年数を経過(昭和54年築以前)する建物

- ・民間病院等 約30%
- ・労働者健康福祉機構 病棟:約40% 外来:約30%

【建築年次分布】



※労働者健康福祉機構は、平成20年末時点のデータ

※民間病院等は、厚生労働省第15回医療経済実態調査（平成17年6月実施）のデータ

＜労働者健康福祉機構の投資計画について＞

第2期中期計画期間中の投資額は、

1. 平成21～23年度は、投資実績額
 2. 平成24～25年度は、投資計画額
- を見込んでいる。

(※)施設・設備の老朽化が進行しているため投資額は増加する



単位：億円

	H21	H22	H23	H24	H25	計
建 物	67	62	61	148	141	479
医療機器	58	69	88	112	86	413
合 計	892±α					